

媒介契約のご説明

不動産の売却を依頼する場合は売却希望者（依頼者）様と宅建業者（当社）の間に於いて、下記の3パターンのうちいずれかの媒介契約が必要です。下記の内容を十分にご説明させて頂いた上で媒介契約を締結して販売活動をスタートさせて頂いております。ご理解の程宜しくお願い致します。

・ 専属専任媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができません。当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。

・ 専任媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができません。依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができます。当社は、目的物件を国土交通大臣が指定した指定流通機構に登録します。

・ 一般媒介契約型式

依頼者は、目的物件の売買又は交換の媒介又は代理を、当社以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼することができます。依頼者は、自ら発見した相手方と売買又は交換の契約を締結することができます。



中南勢開発株式会社

お問合せは



0120-23-6670

営業時間 8:30~18:00

土・日・祝 営業してます！